

令和2年5月7日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立都田西小学校
校長 三橋 淳子

5月11日以降の一斉臨時休業の延長について

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が延長されました。これを踏まえて、横浜市立学校においても、次の期間一斉臨時休業が延長されました。

一斉臨時休業の延長期間も「緊急受入れ」と「校庭開放」を実施いたします。また、お子さんの学習や生活の様子を把握させて頂くために、学校からメール配信にてアンケートをお送りしますので、ご回答をお願いいたします。ご心配なことがある場合は、必要に応じて「教育相談」も行いますので、ご活用下さい。

1 臨時休業期間 5月11日(月)～5月31日(日)

- 臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。

2 緊急受入れ実施日 5月11日(月)～5月29日(金)(土日を除く) 登校 8:15～8:25 下校 14:30

- 緊急受入れはあくまでも「緊急の措置」であることをご承知の上、ご利用ください。
- 1～4年生及び個別支援学級(全学年)のお子さんのうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合について、「緊急受入れ」を実施します。また、障害等により一人で家庭で過ごすことが困難な場合は、学年に関わらずご相談ください。
- 1年生は、保護者等の送迎をお願いします。
- 持ち物 ・学習に必要なもの
・健康観察票(5月分の記入は、4月分の裏面をお使いください)
・昼食 ・うわばき ・マスク
・緊急受け入れカードは、配付できておりせんので、連絡帳等に保護者名、利用希望日、緊急連絡先(電話番号、名前)を記入して参加させてください。
- お子さんはもちろん、保護者や同居するご家族の方に体調不良の方がいらっしゃる場合、大事を取って緊急受入れの利用をご遠慮ください。

3 校庭開放実施日 集団での遊びはできません。普段の放課後の遊びの約束と同じです。

14日(木)－6年 15日(金)－5年 18日(月)－4年 19日(火)－3年
20日(水)－2年 21日(木)－1年 22日(金)－6年 25日(月)－5年
26日(火)－4年 27日(水)－3年 28日(木)－2年 29日(金)－1年

9:00～10:00 雨天等中止のときは8:20までにメール配信でお知らせいたします。

- 10組のお子さんはそれぞれの学年の日に参加させてください。
- 汗を拭くためのハンカチやタオルと飲み物、健康観察票を持たせてください。
- 1年生は、保護者等の送迎をお願いします。
- 通学路を守り、徒歩で来させてください。

4 児童の心身の状態の把握について

- 児童の学習や生活の様子を把握するために、学校からメール配信にてアンケートを行いますので、ご回答をお願いいたします。
- 児童の学習面や生活面、その他ご心配なことがある場合は、「教育相談」を行います。ご希望される場合は、ご連絡ください。（電話933-7652）面談、家庭訪問等、ご希望に応じて行います。

5 一斉臨時休業期間中の学びの保障について

教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行ってまいりましたが、休業期間中も継続します。tvk（テレビ神奈川）による学習動画の放送については継続する方向で調整中ですので、追ってお知らせします。tvkによる放送を継続する場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/200410dogahaishin.html>

6 臨時休業期間中の過ごし方について

臨時休業期間中、健康面、生活面について、次のことに留意して過ごすよう、ご家庭でもご配慮をお願いいたします。

(1) 健康面

- 毎朝、検温、健康チェックを行い記録すること
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合（関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合も含む）、発熱等の風邪の症状で受診した場合は保護者から学校に報告すること

(2) 生活面

- 不要不急の外出は控え、密閉空間、密集場所、密接場面は避けること
- 心身の健康のために適度に体を動かすことも大切であること
- 公園等では、その場所のルールやマナーを考慮して利用し、道路では遊ぶないこと
- TV、ゲーム、パソコン等を利用する場合には時間を決めて行い、困ったことがあればすぐに身近な大人に相談すること
- 緊急時には保護者と連絡ができるようにしておくこと
- 先生やカウンセラーは休業中も学校にいるので、不安や心配がある場合は、学校に連絡すること

7 6月1日（月）以降について

6月1日（月）以降のことについては後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会Webページ、学校からのメール配信等で最新の情報をご確認ください。